

監 査 報 告 書

学校法人 関 西 医 科 大 学
理 事 会 ・ 評 議 員 会 御 中

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第9条第4項の定めにもとづき、令和5年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人関西医科大学の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査しました。その結果について下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿ならびに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用い、かつ別途私立学校振興助成法第14条第3項にもとづく監査を行う会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）と連携して、計算書類の正確性を監査しました。
- (2) 業務監査について、理事会その他重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を監査しました。

2. 監査の結果

- (1) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録、並びに収益事業に係る決算書類は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為の定めに従い、学校法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関しては、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

令和7年5月26日

学校法人 関 西 医 科 大 学

監 事 東 誠 一 郎

監 事 中 井 吉 英